○内閣府告示第二十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十四号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年十二月二十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社りそな銀行

二　住所　大阪府大阪市中央区備後町二丁目二番一号

○内閣府告示第二十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十五号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年十月三日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社みずほ銀行

二　住所　東京都千代田区内幸町一丁目一番五号

○内閣府告示第二十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百五十五号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年十二月十四日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社広島銀行

二　住所　広島県広島市中区紙屋町一丁目三番八号

○内閣府告示第二十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十七日内閣府告示第三百七十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年一月十五日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社静岡銀行

二　住所　静岡県静岡市葵区呉服町一丁目十番地

○内閣府告示第二十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十七日内閣府告示第三百七十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年一月十五日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　浜松信用金庫

二　住所　静岡県浜松市中区元城町百十四番地の八

○内閣府告示第二十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十七日内閣府告示第三百七十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年一月十五日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　遠州信用金庫

二　住所　静岡県浜松市中区中沢町八十一番十八号

○内閣府告示第三十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年四月十二日内閣府告示第五十五号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十五年一月十五日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○内閣府告示第三十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十四年八月十三日内閣府告示第二百四十五号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十四年十月九日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十五年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社山陰合同銀行

二　住所　島根県松江市魚町十番地

○法務省告示第九十六号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十五年三月二十三日から効力を生ずる。

平成二十五年三月六日

法務大臣　谷垣　禎一

奈良県高市郡高取町長

奈良県高市郡明日香村長

沖縄県島尻郡南大東村長

○外務省告示第六十四号

平成二十五年二月二十一日にリマで、円借款の供与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の平成十八年十一月二十日付けの交換公文に従ってペルー共和国政府に供与されることになった灌漑（かんがい）サブセクター整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がペルー共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十六年十月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、ペルー共和国政府との間に行われた。

平成二十五年三月六日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第二十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十五年三月六日

文部科学大臣　下村　博文

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設	三基	一号無線塔、二号無線塔、三号無線塔の三基よりなる　各鉄筋コンクリート造、建築面積一〇二・五六平方メートル	国（国土交通省）	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号	長崎県佐世保市針尾中町三八二番
無線塔		鉄筋コンクリート造、建築面積七七八・八四平方メートル、二階建			
電信室	一棟	鉄筋コンクリート造、建築面積一六・八八平方メートル、切妻造、スレート葺			
油庫	一棟	附・見張所　一基 鉄筋コンクリート造、直径四・〇メートル			
		雑種地　四四、二八五・七四平方メートル 三八二番二、八、一〇、一二			
		右地域内の門柱、円形貯水槽、鋼製電信柱を含む			